

熊本市国民保護計画の変更について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）第35条第 6 項及び第 8 項に基づき、熊本市国民保護計画の変更について以下のとおり報告します。

1 熊本市国民保護計画について

本計画は、本市の区域において生じた武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民等の生活への影響が最小となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等、本市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として、平成19年に策定。

2 変更手続きについて

- 本計画の変更にあたっては、国民保護法に基づき以下の手続きを実施。
- 令和 6 年 5 月 熊本市国民保護協議会に諮問（法第39条第 3 項）
 - 6 月 県知事協議（法第35条第 5 項及び第 8 項）

3 主な変更内容について

熊本県国民保護計画の反映、熊本市地域防災計画との整合、統計数値の修正等に伴い、所要の変更を行うもの。

章	項目	内容
第 2 章 平素からの備えや予防	○ 国民保護措置に必要となる物資及び資材の調達体制の整備	○ 特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設について、調達体制を整備することを追記
第 3 章 武力攻撃事態等への対処	○ 本市緊急事態連絡本部／対策本部の組織の変更	○ 対策本部に指揮室、情報支援室を追加 ○ 本部の運用に関して、本市国民保護計画に定めがない事項は、本市地域防災計画に準じて実施することを追記
全般	○ 統計数値の修正、文言修正 等	○ 港湾施設設備や医療施設数の時点修正、県国民保護計画に合わせた文言修正 等